平成26年1月23日

最高裁判所 御中

## 内閣官房法曹養成制度改革推進室

室長 大場 亮太郎

予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者の司法修習状況について(照会)

法曹養成制度改革の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御 礼申し上げます。

現在,政府においては,法曹養成制度改革推進会議の下で,内閣官房に法曹養成制度改革推進室を置き,法曹養成制度改革顧問会議の意見を聞きながら,法曹養成制度の在り方について検討を進めておりますところ,検討課題の一つであります予備試験制度の在り方については,現在,検討に必要なデータの収集・分析を進めているところです。

今後の予備試験制度の在り方を検討するに当たっては、予備試験合格の資格に基づいて司法試験に合格した者の司法修習における状況を把握し、検討の前提とする必要がありますので、下記の事項について、平成26年2月7日までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、御回答いただいた内容については、法曹養成制度改革顧問会議等における 今後の検討の資料とさせていただきたいと考えておりますので、回答できない事項 がある場合には、その理由を御回答願います。

記

- 1 予備試験合格の資格に基づいて司法試験に合格した者(以下「予備試験組」という。)が初めて司法修習生となった第66期の司法修習を終えた現段階において、予備試験組に対応するための司法修習カリキュラム変更を検討しているか。
- 2 1のカリキュラム変更を検討している場合、どのような変更を検討しているのか。また、その理由はどのようなものか。
- 3 第66期及び第67期司法修習生について、予備試験組と法科大学院修了の資格に基づいて司法試験に合格した者との間で、資質・能力及び司法修習に対する 態度に差異が認められるか。認められる場合、どのような差異か。

平成26年2月7日

内閣官房法曹養成制度改革推進室

室長 大 塲 亮太郎 殿

司法研修所事務局長 吉 崎 佳 弥

予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者の司法修習状況 について

(1月23日付け照会に対する回答)

標記の司法試験合格者の司法修習状況については、下記のとおりです。

記

1 照会事項1について

現時点で、予備試験合格の資格に基づいて司法試験に合格した者(以下「予備 試験組」という。)に対応するための司法修習カリキュラムの変更は検討してい ない。

- 2 照会事項2について 前記のとおりカリキュラム変更は検討していない。
- 3 照会事項3について

予備試験組で司法修習を終了したのは、まだ第66期司法修習生1期のみで、 その人数は約40人にすぎず、予備試験組の資質・能力及び態度について、法科 大学院修了の資格に基づいて司法試験に合格した者との差異を、一般化して分析 するのは時期尚早であると考えている。